

Contents

1 職場の安全管理措置

- ・オフィスでの勤務を再開する際の注意点
- ・安全管理措置を怠った場合の罰則等

2 株主総会・開示関連

- ・定時株主総会の開催および年次報告書の提出期限の延期

3 商取引関係

- ・「不可抗力」条項の適用について
- ・契約書に不可抗力条項の定めがない場合の対応
- ・新型コロナウイルス暫定措置法(Covid-19(Temporary Measures)Act 2020)に基づく救済措置

4 電子署名

- ・電子署名の使用

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、国内外の経済活動に未曾有の影響を及ぼしています。

特に、シンガポールにおいては、サーキットブレーカー等の社会・経済活動の制限による影響もあり、新型コロナウイルス感染症をめぐる法的問題が多岐にわたっています。当事務所では、依頼者の皆様に新型コロナウイルス感染症対策の一助としてご活用いただくべく、5月より「[新型コロナウイルス感染症に関するシンガポールの法的問題](#)」と題する特集ページを当事務所ウェブサイト開設し、Q&A形式で様々な法的論点について解説をしております。本ニュースレターは、臨時増刊号として、本特集サイトに掲載しているQ&Aを抜粋してお送りさせていただきます。

今後も、社会・経済活動制限の段階的解除に伴う経済活動の再開など刻々と変化する状況に応じて、新たな法的問題が生じることも考えられます。当事務所では、そのような最新の動向等を踏まえて、本特集ページを随時更新することを予定しておりますので、ぜひご活用いただけますと幸いです。

1. 【シンガポール】職場の安全管理措置

1. サーキットブレーカーの終了に伴い、従業員にオフィスでの勤務を再開してもらう予定です。オフィスでの勤務を再開するにあたり、注意が必要な点がありますか？

シンガポール人材開発省(Ministry of Manpower)、全国労働組合評議会(National Trades Union Congress)およびシンガポール全国雇用者連合(Singapore National Employers Federation)は、使用者に対し、オフィスでの勤務再開前に安全管理措置(Safe Management Measures)を実行し、これを従業員に対して説明することを求めています。

2020年6月1日時点における安全管理措置の主要なポイントは以下のとおりです。

(1) 安全管理措置に関する体制構築

全管理責任者(Safe Management Officer)の任命、安全管理措置遵守のためのモニタリングプランの実行等

(2) 物理的な交流の削減、セーフ・ディスタンスの確保

原則的な在宅勤務体制の維持、在宅勤務が不可能な場合は時差勤務やチーム分けを実施すること(原則として、出勤時間が1時間以上異なる3つ以上のチームに分け、各チームの人数が従業員全体の50%を下回る必要がある)、職場内で人が集まることの禁止(ランチタイムや休憩時間も含む)、可能な限り対面でのミーティングを避けること、対面での交流が避けられない場合はセーフ・ディスタンス(1メートル以上)を確保すること等

(3) 職場へのアクセス管理

入退室記録システム(SafeEntry)の導入による従業員および訪問者の入退室管理

(4) 追跡アプリの推奨

従業員に対し、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者を追跡するためのスマートフォンアプリ(TraceTogether)のダウンロードを推奨すること

(5) 職場でのマスク着用

全ての従業員、訪問者等が職場で常時マスクを着用することの徹底

(6) 職場内の衛生確保

共用スペースや出入口の定期的な清掃、共用設備の洗浄・消毒、エントランス、エレベーターロビー等への石鹸やサニタイザー等の設置等

(7) 物理的な接触ポイントの最小化

可能な限り職場内で共通に使用する物理的な接触ポイントを削減し(非接触型のシステムを導入する等)、物理的な接触ポイントが避けられない場合には感染リスクを最小限に抑えるための追加対策を講じること(定期的な消毒等)

(8) 健康状態の確認・予防措置の実行

従業員や訪問者に対する検温等の実施、急性呼吸器感染症等コロナウイルスに関連する症状で病院を受診した従業員から、Medical Certificate (MC)、診断内容等の提出を受け、当該従業員と接触した他の従業員の健康状態の観察等、職場での適切な予防措置を講じること等

安全管理措置の詳細については、シンガポール政府の公開している以下のサイトもご参照ください。

<人材開発省(シンガポール)>

[Requirements for Safe Management Measures at the workplace](#)

[FAQs on Safe Management Measures at the workplace after Circuit Breaker period](#)

なお、上記の安全管理措置については随時更新されているため、今後もシンガポール政府の発表に留意する必要があります。

2. オフィスでの勤務再開にあたり安全管理措置を怠った場合、罰則等がありますか？

安全管理措置を遵守しなかった場合、新型コロナウイルス暫定措置法(COVID-19 (Temporary Measures) Act)に基づき、1万シンガポールドル以下の罰金もしくは6か月以下の懲役またはその両方が科される可能性があります。

また、労働安全衛生法(Workplace Safety and Health Act (Cap.354A))により、使用者は、職場の安全と健康を確保するために必要な合理的措置を講じる義務を負っています。当該義務に違反した場合、使用者が個人の場合は20万シンガポールドル以下の罰金もしくは2年以下の懲役またはその併科、使用者が法人の場合は50万シンガポールドル以下の罰金を科される可能性があります。

また、義務違反が改善しない場合、更に重い刑が科される可能性もあります。

さらに、従業員が業務中に新型コロナウイルスに感染した場合、使用者は、労働災害補償法(Work Injury Compensation Act (Cap. 354))に基づき、従業員に対して補償が必要となる可能性もあります。

弁護士 朝倉 亮
ryo.asakura@amt-law.com
 弁護士 山本 純代
sumiyo.yamamoto@amt-law.com
 弁護士 ハンナ テイ
hannah.tay@amt-law.com

2. 【シンガポール】株主総会・開示関連

当社はシンガポール法人です。今年の6月末に定時株主総会の開催期限が到来しますが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、定時株主総会の開催時期を遅らせることは可能ですか？

シンガポールでは、通常、上場会社については事業年度末から4か月以内、非上場会社については事業年度末から6か月以内に定時株主総会を開催しなければなりません。もっとも、会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority、以下「ACRA」)は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、2020年4月16日から

同年 7 月 31 日までの間に定時株主総会の開催期限が到来する全ての会社(上場会社・非上場会社を問いません。)について、60 日間の開催期限の延長を認めています。

なお、定時株主総会の開催後に提出する年次報告書(Annual Return)についても、2020 年 5 月 1 日から 8 月 31 日までの間に提出期限が到来するすべての会社について、60 日間の提出期限の延長が認められています。これらの期限延長措置はすべての会社に自動的に適用され、ACRA への申請等は必要ありません。

なお、2020 年 8 月 1 日以降に定時株主総会の開催期限が到来する会社については、今後、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、期限の延長措置が適用されるかが決定されることになっています。

弁護士 朝倉 亮
ryo.asakura@amt-law.com
 弁護士 山本 純代
sumiyo.yamamoto@amt-law.com
 弁護士 オス アガルワル
os.agarwal@amt-law.com

3. 【シンガポール】商取引関係

1. 新型コロナウイルスの流行やサーキットブレーカー実施の影響により、当初の契約内容に従って債務を履行することが難しい見込みです。取引先からは、債務の履行ができない場合には、損害賠償の請求や担保権の実行を検討するという通告を受けています。

この場合、「不可抗力」を理由として、これらを回避することはできないでしょうか？

契約上、不可抗力(force majeure)条項(当事者のコントロールの及ばない不測の事態が生じたことによって契約上の債務が履行不能になった場合、契約当事者を当該債務から免責すること等を内容とする条項)の定めがある場合、新型コロナウイルスの影響が不可抗力事由に該当することを理由として免責される可能性があります。

不可抗力条項の文言は契約ごとに異なるため、新型コロナウイルスの影響が当該契約上の不可抗力事由に該当するかについて個別具体的な検討を行う必要があります。例えば、不可抗力事由として伝染病・パンデミック(epidemic, pandemic)、政府機関による行為(acts of government)、法令変更(change in law)といった事由が明示的に挙げられている場合、新型コロナウイルスの影響が不可抗力事由に該当する可能性が高まると考えられます。

ただし、不可抗力事由に該当する事情が存在する場合であっても、不可抗力条項の適用を主張するためには、問題となる債務の履行不能が不可抗力事由に起因していることを立証する必要があります。また、不可抗力事由が生じていることを主張するためには、契約上の定めに従い相手方への通知等の手続を行う必要があることにも留意が必要です。

2. 新型コロナウイルスの流行やサーキットブレイカー実施の影響により、当初の契約内容に従って債務を履行することが難しい見込みです。契約書に不可抗力条項の定めがない場合、これらの責任を回避することはできないのでしょうか？

不可抗力条項による免責の主張が出来ない場合であっても、契約目的達成不能(frustration)の法理により、契約上の義務を免れることができる場合があります。

後発的な不測の事態の発生により、契約上の義務が履行できなくなったような場合や、当該義務が契約締結時に想定されたものとは根本的に異なってしまうような場合に、契約目的達成不能法理が適用されます。しかし、たとえば当事者の費用・負担が増加し、義務の履行が現実的に困難になった(経済的に見合わなくなった)という事情があるだけでは、契約目的達成不能には該当しないと考えられています。

一般的には、契約目的達成不能の法理の適用範囲は狭く、契約目的達成不能を理由とした免責を主張するのはハードルが高いと解されています。

契約目的達成不能の法理が適用される場合、契約は当然に終了します。契約目的達成不能の法理が適用される場合の前払金の払い戻し、費用の償還等については、目的達成不能に関する法(Frustrated Contracts Act)によって規定されています。

3. 新型コロナウイルスの流行やサーキットブレイカー実施の影響により、当初の契約内容に従って債務を履行することが難しい見込みです。新型コロナウイルス暫定措置法(Covid-19(Temporary Measures)Act 2020)に基づいて、何らかの救済を受けることはできないのでしょうか？

シンガポールでは、2020年4月7日に新型コロナ暫定措置法(Covid-19(Temporary Measures)Act 2020、以下「本法」)が可決され、即日、一部施行されました。本法は、契約上の債務不履行について一時的な救済措置を定めるものです。本法の適用対象となる契約類型は限られているものの、対象となる場合には救済措置を求めることが可能です。

2020年5月19日時点において、本法が救済措置の対象としているのは、2020年3月25日までに締結された以下の契約です。

- ・ 非居住用の不動産に関する賃貸借契約・ライセンス契約
- ・ 銀行・金融機関などによる、所定のシンガポール所在の資産を担保としたシンガポール事業者(シンガポール国民・永住者が所有権の30%以上を保有し、当該事業者グループの最終事業年度の売上高が1億シンガポールドル(同日の為替レートで約76億1900万円)以下の企業)向けの一定のローン契約
- ・ 建築契約・供給契約(建設業界支払保全法(Building and Construction Industry Security of Payment Act)に定義されるもの)
- ・ 建築契約・供給契約に関するパフォーマンス・ボンド(履行保証)
- ・ イベント関連契約
- ・ 観光関連契約
- ・ 事業目的で使用されるシンガポールに所在する自動車または特定の事業用資産にかかる割賦販売契約または買取選択権付リース(hire-purchase agreements)等

- ・ 住宅の購入を希望する者に対し、住宅開発業者(housing developer)が与えたオプション権
- ・ 住宅開発業者と住宅購入者との間の住宅購入・販売に関する契約

上記の対象契約について、(1)2020年2月1日以降に履行すべき債務を履行することができず(2)債務の不履行の重大な原因が新型コロナウイルスの流行によるものであり(3)債務を履行できない当事者(以下、「債務不履行当事者」)が、関連当事者に対して、所定の方法により救済に関する通知を送付した場合、契約当事者は本法に基づく救済措置を求めることができます。

具体的には、債務不履行当事者に対して、2020年10月19日までの間、

- (1) 裁判または国内仲裁の開始・継続
- (2) 倒産手続開始の申立て
- (3) 担保権の行使
- (4) 非居住用の不動産に関する賃貸借契約・ライセンス契約の解除
- (5) 建築契約・供給契約に関するパフォーマンス・ボンド(履行保証)の実行

等の法的手続をとることが禁止されます。

また、2020年5月13日より、(一定の場合を除く)利率の増加等が新たに禁止行為として追加されました。さらに、建築契約・供給契約については、債務不履行当事者は、パフォーマンス・ボンドの有効期限の延長を求めることができるなどの救済措置が認められています。

弁護士 朝倉 亮
ryo.asakura@amt-law.com
 弁護士 山本 純代
sumiyo.yamamoto@amt-law.com
 弁護士 ハンナ テイ
hannah.tay@amt-law.com

4. 【シンガポール】電子署名

新型コロナウイルスの影響により全面的な在宅勤務を行っているため、契約書等の書面に取締役等の手書きでの署名を取り付けるのが難しい状況です。そこで、電子署名の導入を検討していますが、シンガポールでは電子署名を使用することができるのでしょうか？

シンガポールでは、手書きでの署名の代わりに電子署名を用いることが多くの場合に認められています。ただし、以下のとおり、電子商取引法(Electronic Transactions Act)の定める要件と適用除外に留意する必要があります。

電子商取引法上、「電子署名」の定義はありませんが、一般的には、「当事者の意思を証明し、当該当事者を電子的に認証するために使用可能な電子的形態での承認」をさすと理解されています。そして、電子商取引法は、以下の要件を満たす場合、電子署名に手書きでの署名と同等の機能を認めています。

- (1) 署名者を特定でき、当該電子記録に含まれる情報に関する当該署名者の意思を確認できる方法であり、かつ
- (2) 以下の(a)または(b)を満たす場合
 - (a) 関連事情に照らし、当該電子記録の作成または通信の目的に相応する信頼性を有する方法である場合
 - (b) 上記(1)の機能を果たしたことが、それ自体または関連する証拠により現実的に証明できる場合

一般的には、DocuSignなどの電子契約サービス事業者の提供する電子署名に加えて、手書きの署名をPDF化した電子データ等も上記の要件を満たす電子署名に該当するとされています。

ただし、遺言、為替手形、船荷証券、不動産取引に関する一部の書面等は、電子商取引法上の上記規定の適用対象から除外されている点に留意が必要です。また、捺印証書(deed)を電子署名により作成した場合、執行不能となるリスクがあるとされています。したがって、これらの書面については電子署名を使用することを避けるべきであると考えられます。

その他の契約書等の書面については、各書面の重要性等も考慮のうえ、電子署名の活用を積極的に検討することが考えられます。また、電子商取引法の対象は商取引に関連する文書に限られず、電子署名を使用して取締役会および株主総会の書面決議・議事録、取締役の就任承諾書および辞任届等を作成することも一般的に可能とされています。これらの文書の作成に電子署名を活用することにより、在宅勤務体制に対応したオペレーションに移行することが考えられます。

弁護士 朝倉 亮
ryo.asakura@amt-law.com
弁護士 山本 純代
sumiyo.yamamoto@amt-law.com
弁護士 オス アガルワル
os.agarwal@amt-law.com

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。